

令和6年度版

就学・修学・就職のための
給付・貸付・減免制度等の概要

この冊子では、子どもの学びを支える資金に関わる各種制度をご紹介します。

○この冊子ではおもに県が関わっている制度をご紹介します。

それぞれの制度のくわしい内容は、「お問い合わせ先」でご確認いただけます。

○この冊子でご紹介している以外にも、各市町村や私立学校、民間等で独自の制度がある場合があります。他の制度については、それぞれの取扱機関にご確認ください。

令和6年4月1日現在
島根県教育委員会
人権同和教育課

《 目 次 》

【小学校・中学校等に通う人を対象】	1
1 就学援助	1
2 私立中学校の授業料減免事業	2
3 特別支援教育就学奨励費(小・中学校)	2
4 特別支援教育就学奨励費(特別支援学校)	4
5 生活保護法による教育扶助費等	6
6 母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金)	6
【中学校等を卒業した人を対象】	8
7 高等学校等就学支援金	8
8 私立高等学校等の授業料減免事業	9
9 (公立)高等学校等奨学のための給付金	9
10 (私立)高等学校等奨学のための給付金	10
11 島根県高等学校定時制課程等修学奨励資金	11
12 高等学校定時制・通信制課程 教科書等給与費	12
13 特別支援教育就学奨励費(特別支援学校)	12
14 生活保護法による高等学校等就学費	14
15 生活保護法による技能修得費、就職支度費	15
16 生活福祉資金(教育支援資金)【(教育支援費・就学支度費)】	16
17 生活福祉資金【福祉資金(技能習得費・福祉費)】	17
18 母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金)	18
19 母子父子寡婦福祉資金(修学資金・修業資金・就職支度資金)	19
20 島根県立高等技術校授業料減免	20
21 島根「ふるさと」看護奨学金	21
22 島根県育英会高等学校等奨学資金	22

【高校等を卒業した人を対象】 23

23	生活保護法による技能修得費、就職支度費	23
24	生活福祉資金(教育支援資金)【(教育支援費・就学支度費)】	24
25	生活福祉資金【福祉資金(技能習得費・福祉費)】	25
26	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金	26
27	母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金)	27
28	母子父子寡婦福祉資金(修学資金・修業資金・就職支度資金)	28
29	島根県立高等技術校授業料減免	29
30	技能者育成資金融資	30
31	島根県立農林大学校奨学金	31
32	島根県立農林大学校授業料等減免	31
33	介護福祉士等修学資金	32
34	保育士修学資金	33
35	島根「ふるさと」看護奨学金	34
36	島根県立松江高等看護学院・石見高等看護学院授業料等減免制度	35
37	医学生地域医療奨学金	35
38	日本学生支援機構・給付奨学金	37
39	日本学生支援機構・第一種奨学金	37
40	日本学生支援機構・第二種奨学金	39
41	日本学生支援機構・入学時特別増額貸与奨学金	39
42	島根県育英会奨学金	40
43	島根県育英会就学資金	41
44	島根県育英会maruko教育基金(給付)	42
45	県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金(無利子)	43

【お住まいの市町村の福祉事務所】 44

【小学校・中学校等に通う人を対象】

1 就学援助費

〔 給付 〕

◎対象

経済的な理由により小・中学校等への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、市町村教育委員会が就学援助を実施しています。

◇主な認定基準は以下のとおりです。

※市町村民税の非課税

※国民年金掛け金の減免

※児童扶養手当の受給

※その他経済的な理由によって就学が困難と教育委員会が認めた者

制度の内容・対象者は、市町村で異なります。詳細については、通学されている学校又はお住まいの市町村教育委員会にご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯については、直近の収入状況等を勘案した審査が行われる場合がありますので、各市町村教育委員会へご相談ください。

◎内容

◇対象経費は概ね以下のとおりです。

- ①学用品費(各教科、特別活動の学習に必要な学用品(実験実習材料を含む))
- ②修学旅行費
- ③通学費(通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等)
- ④校外活動費(校外活動に参加するために直接必要な交通費、及び見学料等)
- ⑤体育実技用具費(柔道着、剣道防具、スキー用具等)
- ⑥新入学児童生徒学用品費等(入学する人が通常必要とする学用品費等)
- ⑦クラブ活動費
- ⑧生徒会費(児童会費、学級費、クラス会費等)
- ⑨PTA会費
- ⑩卒業アルバム代等
- ⑪医療費(う歯、中耳炎など)
- ⑫学校給食費
- ⑬オンライン学習通信費

(注)認定基準、援助の方法、援助対象経費及び援助額はいずれも市町村毎に異なります。

◎お問い合わせ先

◇各在学学校(小学校・中学校)

◇各市町村教育委員会

2 私立中学校の授業料減免事業

[授業料減免等]

◎概要

生徒の授業料を減免する事業を行っている学校法人に対する補助金

◎対象

◇対象学校 : 私立中学校

◇対象学年 : 全学年

◎内容

◇授業料減免額(月額) 9,400 円以内

◇採用方法 : 定期採用(※緊急採用あり)

◇他資金との併用可

◎お問い合わせ先

◇各在学中学校

◇島根県総務部(総務課私学・県立大学室)

松江市殿町1番地 TEL 0852-22-5018 FAX 0852-22-6168

3 特別支援教育就学奨励費(小・中学校)

[給付]

◎概要

特別支援学級に就学する、あるいは障がいのある児童生徒の保護者の負担能力の程度に応じて就学の経費を補助する

◎内容

◇対象経費は概ね以下のとおりです。

- 学校給食費
- 通学に要する交通費
- 職場実習に要する交通費
- 交流及び共同学習に要する交通費
- 修学旅行費
- 校外活動等参加費
- 学用品・通学用品購入費
- 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

○体育実技用具費

○拡大教材費

○オンライン学習通信費

※詳しい給付額等については各市町村教育委員会にお問い合わせください。

◎お問い合わせ先

◇各在学学校(小学校・中学校)

◇各市町村教育委員会

◇島根県教育委員会(学校企画課就学支援係)

松江市殿町1番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-5420 FAX 0852-22-5762

4 特別支援教育就学奨励費(特別支援学校)

〔 給付 〕

◎概要

特別支援教育学校に就学する児童生徒・保護者の負担能力の程度に応じて就学の経費を負担する

◎内容

◇対象経費は概ね以下のとおりです。

- ◆実費と記入してあるものは、実際にかかった経費を支弁区分に応じて支給します
 - ◆金額の記入がしてあるものは、その金額を限度額として、支弁区分に応じて支給します
- 支弁区分とは…保護者の負担能力の程度に応じて決定される区分（Ⅰ～Ⅲ）

(単位：円)

経費区分			幼稚部	小学部	中学部	高等部 (本)	高等部 (専)	摘要 (支弁区分に応じた支給割合)
教科用図書購入費						実費	実費	(高・高専)Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとも全額
学校給食費			実費	実費	実費	実費	実費	(全)Ⅰ全額、Ⅱ半額、Ⅲ無支給
交 通 費	通学費	本人	実費	実費	実費	実費	実費	(幼～高)Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとも全額 (高専)Ⅰ全額、Ⅱ半額、Ⅲ無支給
		付添人 ^{注1}	実費	実費	実費	実費	実費	//
	帰省費	本人	実費 年39回	実費 年39回	実費 年39回	実費 年39回	実費 年39回	//
		付添人 ^{注1}	実費 年39回	実費 年39回	実費 年39回	実費 年39回	実費 年39回	//
	職場実習費				実費	実費	実費	(中・高)Ⅰ・Ⅱ全額、Ⅲ半額 (高専)Ⅰ全額、Ⅱ半額、Ⅲ無支給
	交流及び共同学習費		実費	実費	実費	実費		(幼～高)Ⅰ・Ⅱ全額、Ⅲ半額
寄 宿 舎 居 住 に 伴 う 経 費	寝具購入費		5,510	5,510	5,510	5,510		(幼～高)Ⅰ全額、Ⅱ半額、Ⅲ無支給
	日用品等購入費		141,560	141,560	141,560	141,560	141,560	(全)Ⅰ全額、Ⅱ半額、Ⅲ無支給
	食費		156,210	148,850	148,850	139,750	139,750	//
修 学 旅 行 費	修学旅行費	本人		21,580	57,720	107,810		(小～高)Ⅰ全額、Ⅱ半額、Ⅲ無支給
		付添人 ^{注1}		33,730	82,850	155,760		//
	校外活動等参加費	本人	1,600	18,580	24,660	24,820		(幼～高)Ⅰ全額、Ⅱ半額、Ⅲ無支給
		付添人 ^{注1}	2,390	27,870	36,980	37,220		//

	職場実習宿泊費				7,520	7,520	(高・高専)Ⅰ全額,Ⅱ半額,Ⅲ無支給
学用品購入費	学用品・通学用品購入費	8,680	11,640	22,740	32,270		(幼～高)Ⅰ全額,Ⅱ半額,Ⅲ無支給
	新入学児童生徒学用品 ・通学用品購入費 ^{注2}		51,110	60,980	60,980		(小～高)Ⅰ全額,Ⅱ半額,Ⅲ無支給
	拡大教材費		別途算定 する額	別途算定 する額			(小・中)Ⅰ全額,Ⅱ半額,Ⅲ無支給
	音声教材費				別途算定 する額		(高)Ⅰ全額,Ⅱ半額,Ⅲ無支給
	ICT 機器購入費				50,930		(高)Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとも全額
	オンライン学習通信費		14,000	14,000	14,000	14,000	(小～高専)Ⅰ全額,Ⅱ・Ⅲ無支給

(全)＝全学部 (小)＝小学部 (中)＝
 中学部 (高)＝高等部 (高専)＝高
 等部専攻科

注1：付添人とは

通学の場合⇒ 幼児、小学部1年～3年の児童、肢体不自由または重度・重複障がい的小学部4年～高等部の児童・生徒の付添いをする人。

帰省の場合⇒ 幼児、児童、中学部の生徒、肢体不自由または重度・重複障がいの高等部の生徒の付添いをする人。

修学旅行の場合⇒ 肢体不自由または重度・重複障がいの児童生徒の付添いをする人。

校外活動等の場合⇒ 幼児、小学部1年～3年の児童、肢体不自由または重度・重複障がいの小学部4年～高等部の児童・生徒の付添いをする人。

注2：新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、各学部の第1学年への新入生のみが支給対象。ただし、生活保護法に基づく生活扶助の入学準備金を受給した者は支給対象外。

◎お問い合わせ先

◇各在学学校(盲・ろう・養護学校)

◇島根県教育委員会(特別支援教育課企画係)

松江市殿町1番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-5420 FAX 0852-22-6231

(医療費について)保健体育課管理係

松江市殿町1番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-5423 FAX 0852-22-6767

5 生活保護法による教育扶助費等

〔 給付 〕

◎対象

小学校・中学校に入学又は在籍する児童・生徒がいる生活保護受給世帯で、市町村福祉事務所が必要と認めた方

◎内容

◇教育扶助費

- 学用品等(月額)：小学生 2,600 円 中学生 5,100 円
- 教材代：正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入又は利用に必要な額
- 学校給食費：保護者が負担すべき給食費の額
- 通学のための交通費：通学に必要な最小限度の額
- 学級費等(月額)：小学生 1,080 円以内 中学生 1,000 円以内
- 校外活動参加費(修学旅行を除く校外活動)：必要最小限度の額
- 学習支援費(年額)：クラブ活動等に要する活動費の実費
小学生 16,000 円以内 中学生 59,800 円以内

◇臨時的一般生活費

- 入学準備金：小学生 64,300 円以内 中学生 81,000 円以内

※修学旅行費・医療費が「就学援助費」から支給されます。「1 就学援助費」も参照してください。

◎お問い合わせ先

◇お住まいの市町村の福祉事務所

◇島根県健康福祉部(地域福祉課生活保護係)

松江市殿町 2 番地 第二分庁舎 TEL 0852-22-6525 FAX 0852-22-5448

6 母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金)

〔 貸付・無利子 〕

◎概要：就学に必要な制服等の購入資金の貸付

◎対象

- ・ひとり親家庭の方
 - ・父母のない児童
- (所得税非課税又はそれと同程度と認められる方に限ります。)

◇対象学校：小・中学校(含む特別支援教育諸学校)、高校、高専、短大、大学、専修学校(高等課程・専門課程・一般課程)

◎内容

◇貸与限度額(一時金)

小学校	64,300 円
中学校	81,000 円

※予約による申請可能。入学後、4 月末日まで受付。

※就学資金・修業資金と就学支度資金は併用することができます。

◇採用方法：指定校通知書を受け取った後から入学後の 4 月末日まで受付

◇連帯保証人について：連帯保証人は不要です。ただし、父母のない児童に対して貸付する場合は必要です。

◇返済期間：就学は 20 年以内、修業は 5 年以内

◎お問い合わせ先

◇お住まいの市町村の福祉事務所

◇島根県健康福祉部(青少年家庭課)

松江市殿町1番地 第2分庁舎2階 TEL 0852-22-6178 FAX 0852-22-6045

※松江市にお住まいの方は、松江市役所子育て給付課(TEL0852-55-5942)にお問い合わせください。

【中学校等を卒業した人を対象】

7 高等学校等就学支援金

〔 授業料減免等 〕

◎概要

生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する。

◎対象

◇対象学校

- 高校(全日制・定時制・通信制)
- 高等専門学校
- 高校等での就学に準ずるものと認められる専修学校及び各種学校

◇対象学年：全学年

- ※高等専門学校は1～3学年
- ※定時制・通信制は4年以内

◇支給要件

「保護者等の課税標準額(課税所得額)×6%－市町村民税の調整控除の額」で算出した額が304,200円未満の世帯帯

◎内容

◇申請期間

- 1年生は入学時の4月中に受給資格認定申請書、7月に収入状況届出書を提出。
- 2年生と3年生(定時制及び通信制は4年生も)は、7月に収入状況届出書を提出。

◇支給方法等

- 授業料額の範囲内で就学支援金が支給されます。
- 就学支援金は学校設置者が受け取り授業料に充てますので、実際に生徒や家庭がお金を受け取ることはありません。
- 私立高校や国立高等専門学校等ではそれぞれ授業料の額が定められています。就学支援金との差額等、詳細については各学校にお問い合わせください。

◎お問い合わせ先

◇各在学学校の事務室

◇県立学校の場合：島根県教育委員会(学校企画課就学支援係)

松江市殿町1番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-5410 FAX 0852-22-5762

◇私立学校の場合：島根県総務部(総務課私学・県立大学室)

松江市殿町1番地 TEL 0852-22-5018 FAX 0852-22-6168

◇高等専門学校の場合：松江工業高等専門学校

松江市西生馬町14-4 TEL 0852-36-5111(代) FAX 0852-36-5119(代)

8 私立高等学校等の授業料減免事業

〔 授業料減免等 〕

◎概要

生徒の授業料を減免する事業を行っている学校法人に対する補助金

◎対象

- ◇対象学校 : 私立高校等
- ◇対象学年 : 全学年
- ◇申込要件 : 市町村民税所得割が非課税の世帯、または家計急変により所得割額が非課税相当となった世帯の生徒

◎内容

- ◇授業料減免額 : 就学支援金と授業料との差額分
- ◇採用方法 : 定期採用(※緊急採用あり)
- ◇他資金との併用 : 可

◎お問い合わせ先

- ◇各在学高校
- ◇島根県総務部(総務課私学・県立大学室)
松江市殿町1番地 TEL 0852-22-5018 FAX 0852-22-6168

9 (公立)高等学校等奨学のための給付金

〔 給付 〕

◎概要

特に教育費負担の大きい低所得者世帯に対して、授業料以外の教育費に充てるための給付金を支給することにより、高校生等の修学を支援する。

◎対象

- ◇対象学校
 - 高校(全日制・定時制・通信制) ※定時制・通信制は4年以内
 - 高等専門学校(1～3学年)
- ◇支給要件 7月1日(基準日)現在、次の要件を満たすことが必要です。
 - 高等学校(専攻科を含む)及び高等専門学校等に在学する生徒の保護者等であること
 - 保護者等が島根県内に住所を有すること
 - 保護者等全員の県民税及び市町村民税の所得割が非課税の世帯(生活保護世帯含む)

◎内容

◇給付額

- ①生活保護受給世帯：年額32,300円
- ②第1子の高校生等がいる世帯：年額110,100円(通信制・専攻科は48,500円)
- ③23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯：年額141,700円(通信制・専攻科は48,500円)

◇保護者等が島根県以外に在住する場合

当該都道府県の制度に基づき、当該都道府県への申請となります。

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇島根県教育委員会(学校企画課就学支援係)

松江市殿町1番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-5410 FAX 0852-22-5762

10 (私立)高等学校等奨学のための給付金

[給付]

◎概要

特に教育費負担の大きい低所得者世帯に対して、授業料以外の教育費に充てるための給付金を支給することにより、高校生等の修学を支援する。

◎対象

- ◇対象学校：私立高校等
- ◇対象学年：全学年(定時制・通信制は4年以内)
- ◇支給要件：親権者全員が市町村民税所得割額非課税である世帯または、生活保護法の規定による生業扶助を受けている世帯(島根県内に住所を有する場合に限る)

◎内容

◇支給額

- ①生活保護受給世帯[全日制等・通信制] 年額 52,600円
- ②非課税世帯[全日制等](第1子) 年額 89,000円
- ③非課税世帯[全日制等](第2子以降) 年額 138,000円
- ④非課税世帯[通信制] 年額 38,100円

◇保護者等が島根県以外に在住する場合

当該都道府県の制度に基づき、当該都道府県への申請となります。

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇島根県総務部(総務課私学・県立大学室)

松江市殿町1番地 TEL 0852-22-5017 FAX 0852-22-6168

11 島根県高等学校定時制課程等修学奨励資金

[貸付・無利子]

◎概要

島根県内の高校の定時制課程・通信制課程に在学し、経常的収入を得る職業に就いている人。ただし学校教育法に規定する広域の通信制課程に在学する生徒については島根県内に住所を有する人。

◎対象

◇対象学校 : 高校(定時制、通信制)

◇対象学年 : 全学年

◇支給要件(所得) : 年間収入額が[※]279万円以下

◎内容

◇採用方法 : 在学採用

◇貸与期間 : 貸与を受けた月数を通算して4年以内

◇奨学金(月額) : 14,000円

◇連帯保証人 : 2名(独立の生計を営む成年者)

◇返済期間

貸与取消しの事由が生じた日の属する月の翌月から起算して6月を経過後、貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間内(ただし、卒業した場合は返済免除)

◇他資金との併用

島根県育英会高等学校等奨学資金との併用不可

◎お問い合わせ先

◇各在学高校

◇島根県教育委員会(学校企画課就学支援係)

松江市殿町1番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-5410 FAX 0852-22-5762

12 高等学校定時制・通信制課程 教科書等給与費

〔 給付 〕

◎対象

○県立高校の定時制・通信制課程に在学する有職生徒(※)で、通信制については一定の修得単位数等の基準を満たす人

※定職に就いている人及び1年間におおむね90日以上パート又はアルバイトに就いている人とする。

◎内容

◇県立高校の定時制・通信制課程の生徒に対する教科書等の無償給与

○定時制課程：教科書

○通信制課程：教科書・学習書

◇採用方法：定期

◎お問い合わせ先

◇各在学高校

◇島根県教育委員会(学校企画課就学支援係)

松江市殿町1番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-5410 FAX 0852-22-5762

13 特別支援教育就学奨励費(特別支援学校)

〔 給付 〕

◎概要

特別支援教育学校に就学する児童生徒・保護者の負担能力の程度に応じて就学の経費を負担する

◎内容

◇対象経費は概ね以下のとおりです。

◆実費と記入してあるものは、実際にかかった経費を支弁区分に応じて支給します

◆金額の記入がしてあるものは、その金額を限度額として、支弁区分に応じて支給します

支弁区分とは…保護者の負担能力の程度に応じて決定される区分（Ⅰ～Ⅲ）

(単位：円)

経費区分			幼稚部	小学部	中学部	高等部 (本)	高等部 (専)	摘要 (支弁区分に応じた支給割合)	
教科用図書購入費						実費	実費	(高・高専)Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとも全額	
学校給食費			実費	実費	実費	実費	実費	(全)Ⅰ全額、Ⅱ半額、Ⅲ無支給	
交通費	通学費	本人	実費	実費	実費	実費	実費	(幼～高)Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとも全額 (高専)Ⅰ全額、Ⅱ半額、Ⅲ無支給	
		付添人 ^{注1}	実費	実費	実費	実費	実費	〃	
	帰省費	本人	実費 年39回	実費 年39回	実費 年39回	実費 年39回	実費 年39回	実費 年39回	〃
		付添人 ^{注1}	実費 年39回	実費 年39回	実費 年39回	実費 年39回	実費 年39回	実費 年39回	〃
	職場実習費				実費	実費	実費		(中・高)Ⅰ・Ⅱ全額、Ⅲ半額 (高専)Ⅰ全額、Ⅱ半額、Ⅲ無支給
	交流及び共同学習費		実費	実費	実費	実費			(幼～高)Ⅰ・Ⅱ全額、Ⅲ半額
寄宿舎居住 に伴う経費	寝具購入費		5,510	5,510	5,510	5,510		(幼～高)Ⅰ全額、Ⅱ半額、Ⅲ無支給	
	日用品等購入費		141,560	141,560	141,560	141,560	141,560		(全)Ⅰ全額、Ⅱ半額、Ⅲ無支給
	食費		156,210	148,850	148,850	139,750	139,750		〃
修学旅行費	修学旅行費	本人		21,580	57,720	107,810			(小～高)Ⅰ全額、Ⅱ半額、Ⅲ無支給
		付添人 ^{注1}		33,730	82,850	155,760			〃
	校外活動等 参加費	本人	1,600	18,580	24,660	24,820			(幼～高)Ⅰ全額、Ⅱ半額、Ⅲ無支給
		付添人 ^{注1}	2,390	27,870	36,980	37,220			〃
	職場実習宿泊費					7,520	7,520		(高・高専)Ⅰ全額、Ⅱ半額、Ⅲ無支給
学用品購入費	学用品・通学用品購入費		8,680	11,640	22,740	32,270			(幼～高)Ⅰ全額、Ⅱ半額、Ⅲ無支給
	新入学児童生徒学用品 ・通学用品購入費 ^{注2}			51,110	60,980	60,980			(小～高)Ⅰ全額、Ⅱ半額、Ⅲ無支給
	拡大教材費			別途算定 する額	別途算定 する額				(小・中)Ⅰ全額、Ⅱ半額、Ⅲ無支給
	音声教材費					別途算定 する額			(高)Ⅰ全額、Ⅱ半額、Ⅲ無支給
	ICT機器購入費					50,930			(高)Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとも全額
オンライン学習通信費				14,000	14,000	14,000	14,000		(小～高専)Ⅰ全額、Ⅱ・Ⅲ無支給

(全)＝全学部 (小)＝小学部 (中)＝
 中学部 (高)＝高等部 (高専)＝高
 等部専攻科

注1：付添人とは

通学の場合⇒ 幼児、小学部1年～3年の児童、肢体不自由または重度・重複障がいの小学部4年～高等部の児童・生徒の付添いをする人。

帰省の場合⇒ 幼児、児童、中学部の生徒、肢体不自由または重度・重複障がいの高等部の生徒の付添いをする人。

修学旅行の場合⇒ 肢体不自由または重度・重複障がいの児童生徒の付添いをする人。

校外活動等の場合⇒ 幼児、小学部1年～3年の児童、肢体不自由または重度・重複障がいの小学部4年～高等部の児童・生徒の付添いをする人。

注2：新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、各学部の第1学年への新入生のみが支給対象。ただし、生活保護法に基づく生活扶助の入学準備金を受給した者は支給対象外。

◎お問い合わせ先

◇各在学学校(盲・ろう・養護学校)

◇島根県教育委員会(特別支援教育課企画係)

松江市殿町1番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-5420 FAX 0852-22-6231

(医療費について)保健体育課管理係

松江市殿町1番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-5423 FAX 0852-22-6767

14 生活保護法による高等学校等就学費

[給付]

◎対象

生活保護受給世帯で、高校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められ、市町村福祉事務所が必要と認めた方

◇対象学校

- 高校(全日制・定時制・通信制)
- 中等教育学校の後期課程
- 高等専門学校
- 特別支援学校の高等部(別科を除く)
- 高校等での就学に準ずるものと認められる専修学校及び各種学校

◇対象学年：全学年

◎内容

◇対象費目

- 学用品等(月額)：5,300円
- 教材代：正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入又は利用に必要な額
- 入学料：高校等が所在する都道府県の条例に定める額

- 入学考査料：30,000円以内
※原則として2回まで。1校につき上限額の範囲内で必要な額
- 授業料
※高等専門学校就学中の4年生及び5年生の授業料(年額)：：396,000円以内
- 通学のための交通費：通学に必要な最小限度の額
- 学級費等(月額)：：2,330円以内
- 入学準備金：87,900円以内
- 学習支援費(年額)：クラブ活動等に要する活動費用の実費84,600円

- ◇採用方法：予約・随時
- ◇給付期間：原則として当該学校における正規の就学年限に限り認定されます
- ◇併用について：特別支援学校の高等部については「特別支援教育就学奨励費」との併用はできません。

◎お問い合わせ先

◇市町村の福祉事務所

◇島根県健康福祉部(地域福祉課生活保護係)

松江市殿町2番地 第二分庁舎 TEL 0852-22-6525 FAX 0852-22-5448

15 生活保護法による技能修得費、就職支度費

〔給付〕

◎対象

生活保護受給世帯で、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を習得する経費を必要とする方又は就職が確定し、市町村福祉事務所が必要と認めた方

◎内容

①技能修得費(技能を修得する経費)：1年を限度として年間87,000円以内

※状況によっては給付期間の延長または給付額の増額があります。詳しくはお問い合わせください。

②就職支度費(就職のため必要とする洋服類、履物等の購入費用)：33,000円以内

※就職が確定した方が初任給が支給されるまでの通勤費については、必要やむを得ない場合に限り実費支給

◇採用方法：予約、随時採用

◎お問い合わせ先

◇市町村の福祉事務所

◇島根県健康福祉部(地域福祉課生活保護係)

松江市殿町2番地 第二分庁舎 TEL 0852-22-6525 FAX 0852-22-5448

16 生活福祉資金(教育支援資金)【(教育支援費・就学支度費)】

[貸付・無利子]

◎対象

島根県内にお住まいの方で、必要な公的融資を他から受けることが困難であると認められる世帯です。

◇対象学校：高校(特別支援学校の高等部含む)、高専、短大、大学、専修学校(高等課程・専門課程)

◇対象学年：全学年

◇申込要件(所得)：世帯全員の収入が生活保護基準額の概ね 1.7 倍以下

◎内容

①教育支援費(月額)

高 校	35,000 円以内	大 学	65,000 円以内
高 専	60,000 円以内	専修学校(高等課程)	35,000 円以内
短 大	60,000 円以内	専修学校(専門課程)	60,000 円以内

※特に必要と認められる場合に限り、貸付上限額の 1.5 倍の額まで貸付可能。

②就学支度費：500,000 円以内

※教育支援費と就学支度費は併用可

◇採用方法：予約、随時採用

◇連帯保証人について

- ・連帯保証人は原則不要です(世帯の状況により必要な場合もあります)。
- ・世帯内で連帯借受人(生計中心者)を立てる必要があります

◇返済期間：20年以内

◇他資金との併用

日本学生支援機構奨学金(給付型・第一種)、母子父子寡婦福祉資金、島根県育英会高等学校等奨学資金など、他の資金や制度が利用可能な世帯で、それらを最大限活用してもなお必要な資金が不足する場合などは、他の資金や制度との併用を認める場合があります。

◎お問い合わせ先

◇お住まいの市町村の社会福祉協議会

◇社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係

松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根5階

TEL 0852-32-5996 FAX 0852-21-0798

◇各在学学校

◇お住まいの地区の民生委員

17 生活福祉資金【福祉資金(技能習得費・福祉費)】

[貸付・無利子(有利子)]

◎対象

島根県内にお住まいの方で、他の公的資金からの借入を受けることが困難であると認められる世帯です。

◇**申込要件(所得)**：世帯全員の収入が生活保護基準額の概ね 1.7 倍以下

◎内容

①**技能修得費(就職に必要な技能習得に必要な経費)**

○貸与限度額

貸付期間	貸与限度額
6ヶ月以内の場合	1,300,000 円
1年程度の場合	2,200,000 円
2年程度の場合	4,000,000 円
3年以内の場合	5,800,000 円

②**福祉費(就職・技能習得等の支度に必要な経費)**：500,000 円以内

※技能習得費と併用可

◇**採用方法**：予約、随時採用

◇**連帯保証人及び貸付利子について**

連帯保証人または連帯借受人を立てる場合は無利子となります。

※立てない場合は年 1.5%の利子がかかります。

◇**返済期間**：技能習得に必要な経費8年以内、支度費3年以内

◇**他資金との併用**

他の資金や制度が利用可能な世帯で、それらを最大限活用してもなお必要な資金が不足する場合は、他の資金や制度との併用を認める場合があります。

◎お問い合わせ先

◇お住まいの市町村の**社会福祉協議会**

◇**社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係**

松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根5階

TEL 0852-32-5996 FAX 0852-21-0798

◇各在学学校

◇お住まいの地区の民生委員

18 母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金)

[貸付・無利子]

◎概要 : 就学に必要な制服等の購入資金の貸付

◎対象

・ひとり親家庭の方

・父母のない児童

(所得税非課税又はそれと同程度と認められる方に限ります。)

◇対象学校 : 小・中学校(含む特別支援教育諸学校)、高校、高専、短大、大学、専修学校(高等課程・専門課程・一般課程)

◎内容

◇貸与限度額(一時金)

		自宅通学	自宅外通学
高校	国公立	150,000 円	160,000 円
専修学校(一般・高等課程)	私立	410,000 円	420,000 円
高専・短大・大学	国公立	410,000 円	420,000 円
専修学校(専門課程)	私立	580,000 円	590,000 円
修業施設		272,000 円	282,000 円

※予約による申請可能。入学後、4 月末日まで受付。

※就学資金・修業資金と就学支度資金は併用することができます。

◇採用方法 : 指定校通知書を受け取った後から入学後の 4 月末日まで受付

◇連帯保証人について : 連帯保証人は不要です。ただし、父母のない児童に対して貸付する場合は必要です。

◇返済期間 : 就学は 20 年以内、修業は 5 年以内

◎お問い合わせ先

◇お住まいの市町村の福祉事務所

※松江市にお住まいの方は松江市役所子育て給付課(TEL0852-55-5942)にお問い合わせください。

◇島根県健康福祉部青少年家庭課

松江市殿町 1 番地 (第 2 分庁舎 2 階) TEL 0852-22-6688・6689 FAX 0852-22-6045

19 母子父子寡婦福祉資金(修学資金・修業資金・就職支度資金)

[貸付・無利子]

◎対象

- ・学校教育法に基づく高等学校(特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校(高等課程、専門課程、一般課程)、短期大学、大学及び大学院に修学を希望する子がいるひとり親家庭の方
- ・上記学校に修学を希望する父母のない児童

◇申込方法 : 予約による申請、随時

◎内容

①修学資金

○概要 : 修学に必要な授業料等の資金の貸付け

- ・対象学校 : 高校(特別支援学校高等部を含む)、高専、短大、大学、大学院、専修学校(高等課程・専門課程・一般課程)
- ・対象学年 : 全学年

○内容

・貸付限度額(月額)

		自宅通学	自宅外通学
高校	国公立	27,000 円	34,500 円
	私立	45,000 円	52,500 円
高専	国公立	31,500 円	33,750 円
	私立	48,000 円	52,500 円
専修学校(専門課程)	国公立	67,500 円	78,000 円
	私立	89,000 円	126,500 円
短大	国公立	67,500 円	96,500 円
	私立	93,500 円	131,000 円
大学	国公立	71,000 円	108,500 円
	私立	108,500 円	146,000 円
大学院	修士課程	132,000 円	
	博士課程	183,000 円	
専修学校(一般課程)		52,500 円	

※就学資金と就学支度資金は併用することができます。

○返済期間 : 20 年以内(専修学校一般課程 5 年以内)

②修業資金

○概要：子の修業に必要な授業料等の資金の貸付

- ・対象学校：厚生労働大臣が定める施設又はそれ以外の施設で教育を受ける場合
(例：理容師、美容師、栄養士、調理師、理学療法士などの養成施設)

○内容

- ・貸付限度額(月額)：68,000円
- ・自動車運転免許取得：460,000円以内
(高校3年生で、就労先で免許必要の場合等に限定)

○返済期間：20年以内

③就職支度資金

○概要：就職に必要な衣服等の購入資金の貸付

○内容

- ・貸与限度額(一時金)
 - ・就職に直接必要な被服、履物等の購入：100,000円
 - ・通勤用自動車等の購入：230,000円
- ※就職が内定であれば申請可能。4月末日まで受付。

○返済期間：6年以内

◇連帯保証人について：連帯保証人は不要。ただし、父母のない児童に対して貸付する場合は必要。

◎お問い合わせ先

◇お住まいの市町村の福祉事務所

◇島根県健康福祉部 青少年家庭課

松江市殿町1番地(第2分庁舎2階) TEL 0852-22-6688・6689 FAX 0852-22-6045

20 島根県立高等技術校授業料減免

[授業料減免等]

◎対象

経済的理由等によって入校料、授業料及び寄宿舎使用料の納付が困難な人

◇対象学校：島根県立高等技術校

◎内容

- ①授業料・入校料：全額免除、2/3 減免、1/3 減免
- ②寄宿舎使用料：全額免除、半額減免、1/4 減免
- ◇採用方法：定期(被災等の場合は随時)

◎お問い合わせ先

◇各高等技術校

○島根県立東部高等技術校

出雲市長浜町 3057-11 TEL 0853-28-2733 FAX 0853-28-2736

○島根県立西部高等技術校

益田市高津四丁目 7-10 TEL 0856-22-2450 FAX 0856-22-2451

21 島根「ふるさと」看護奨学金

[貸付・無利子]

◎対象

【UI ターン枠】

県外の看護師養成施設に在学する人で、卒業後看護師として県内の医療機関等で所定の期間勤務する意思のある人

【過疎・離島枠】

看護師養成施設(県外含む)等に在学する人で、卒業後看護師として県内の過疎地域・離島に所在する医療機関等で所定の期間以上勤務する意思のある人

【助産師枠】

助産師養成施設(県外含む)の最終学年に在学する人で、卒業後、助産師として県内の医療機関等で所定の期間以上勤務する意思のある人

◎内容

◇貸与：600,000 円(一括貸与)

◇採用方法：在学採用

◇返還免除

養成施設を卒業した日から1年以内に看護師(助産師枠においては助産師)の免許を取得し、かつ、直ちに県内の医療機関等(指定機関)において引き続き5年間看護師(助産師枠においては助産師)の業務に従事した場合。

◇返還：上記「返還免除」の要件を満たさなかったとき等

◇貸与人数：【UI ターン】30 名

【過疎・離島枠】20 名

【助産師枠】10 名

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇島根県健康福祉部(医療政策課看護職員確保スタッフ)

松江市殿町2番地 第二分庁舎 TEL 0852-22-5613 FAX 0852-22-6040

22 島根県育英会高等学校等奨学資金

[貸付・無利子]

◎対象

勉学する意欲がありながら、経済的な理由により修学することが困難な島根県出身の人。

◇対象学校

高校(特別支援学校高等部の本科含む)、中等教育学校の後期課程、
高専(専攻科を除く)、専修学校(高等課程)

◇対象学年 : 全学年

◎内容

◇奨学金(月額)

	自宅通学	自宅外通学
国公立	18,000 円	23,000 円
私立	33,000 円	38,000 円

◇入学支度金 : 私立学校に入学する人(入学時1回希望者のみ) 23,100 円

◇採用方法 : 予約採用(中学校3年時)・予約緊急採用(中学校3年時)・在学採用・緊急採用

◇連帯保証人 : 1名(父母又はこれに代わる独立の生計を営む成年者)

◇保証人 : 1名(決定された年度の4月1日における年齢が65歳以下の人で独立の生計を営む人)

◇返還期間 : 貸与期間終了後6ヵ月を経過した月から別に定める期間以内(貸与金額により異なる)

◇返還方法 : 月賦又は月賦と半年賦

◇返還免除 : 一部規定あり

◇他資金との併用 : 日本学生支援機構奨学金、母子父子寡婦福祉資金(修学資金・就学支度資金)、高等学校定時制課程等修学奨励資金、特別支援教育就学奨励費との併用不可

◎お問い合わせ先

◇各在学学校◇公益財団法人 島根県育英会

松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階

TEL 0852-28-1981 FAX 0852-26-2089

【高校等を卒業した人を対象】

23 生活保護法による技能修得費、就職支度費

〔 給付 〕

◎対象

生活保護受給世帯で、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を習得する経費を必要とする人又は就職の確定した人に対し、市町村福祉事務所が必要と認めた方

◎内容

①技能修得費(技能を修得する経費) : 1年を限度として年間 87,000 円以内

※状況によっては給付期間の延長または給付額の増額があります。詳しくはお問い合わせください。

②就職支度費(就職のため必要とする洋服類、履物等の購入費用) : 33,000 円以内

※就職が確定した方が初任給が支給されるまでの通勤費については、必要やむを得ない場合に限り実費が支給されます。

◇採用方法 : 予約、随時採用

◎お問い合わせ先

◇市町村の福祉事務所

◇島根県健康福祉部(地域福祉課生活保護係)

松江市殿町2番地 第二分庁舎 TEL 0852-22-6525 FAX 0852-22-5448

24 生活福祉資金(教育支援資金)【(教育支援費・就学支度費)】

〔貸付・無利子〕

◎対象

島根県内にお住まいの方で、公的資金等を借り入れることが困難であると認められる世帯です。

◇対象学校：高校(特別支援学校の高等部含む)、高専、短大、大学、専修学校(高等課程・専門課程)

◇対象学年：全学年

◇申込要件(所得)：世帯全員の収入が生活保護基準額の概ね 1.7 倍以下

◎内容

①教育支援費(月額)

高校	35,000 円以内	大学	65,000 円以内
高専	60,000 円以内	専修学校(高等課程)	35,000 円以内
短大	60,000 円以内	専修学校(専門課程)	60,000 円以内

※特に必要と認められる場合に限り、貸付上限額の 1.5 倍の額まで貸付可能。

②就学支度費：500,000 円以内

※教育支援費と就学支度費は併用可

◇採用方法：予約、随時採用

◇連帯保証人について

- ・連帯保証人は原則不要です(世帯の状況により必要な場合もあります)。
- ・世帯内で連帯借受人(生計中心者)を立てる必要があります。

◇返済期間：年以内

◇他資金との併用

日本学生支援機構奨学金(第一種)、母子父子寡婦福祉資金、島根県育英会高等学校等奨学資金など、他の資金や制度が利用可能な世帯で、それらを最大限活用してもなお必要な資金が不足する場合などは、他の資金や制度との併用を認める場合があります。

◎お問い合わせ先

◇お住まいの市町村の社会福祉協議会

◇社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係

松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根5階

TEL 0852-32-5953 FAX 0852-21-0798

◇各在学学校

◇お住まいの地区の民生委員

25 生活福祉資金【福祉資金(技能習得費・福祉費)】

〔貸付・無利子(有利子)〕

◎対象

島根県内にお住まいの方で、公的資金等を借り入れることが困難であると認められる世帯です。

◇申込要件(所得)：世帯全員の収入が生活保護基準額の概ね 1.7 倍以下

◎内容

①技能修得費(就職に必要な技能習得に必要な経費)

○貸与限度額

貸付期間	貸与限度額
6ヶ月以内の場合	1,300,000 円
1年程度の場合	2,200,000 円
2年程度の場合	4,000,000 円
3年以内の場合	5,800,000 円

②福祉費(就職・技能習得等の支度に必要な経費)：500,000 円以内

※技能習得費と併用可

◇採用方法：予約、随時採用

◇連帯保証人及び貸付利子について

・連帯保証人または連帯借受人を立てる場合は無利子となります。

※立てない場合は年1.5%の利子がかかります。

◇返済期間：技能習得に必要な経費8年以内、支度費3年以内

◇他資金との併用

他の資金や制度が利用可能な世帯で、それらを最大限活用してもなお必要な資金が不足する場合は、他の資金や制度との併用を認める場合があります。

◎お問い合わせ先

◇お住まいの市町村の社会福祉協議会

◇社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係

松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根5階

TEL 0852-32-5953 FAX 0852-21-0798

◇各在学学校

◇お住まいの地区の民生委員

26 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金

[貸付・無利子]

◎対象

児童養護施設等を退所または里親等への委託を解除された者のうち、保護者からの経済的な支援が見込まれない方で、大学等へ進学している方、または就職している方。
または、児童養護施設等に入所中または里親等に委託中の者であって、就職に必要な資格の取得を希望する方。(退所等の後4年以内である者も可)

◎内容

①生活支援費(上記のうち「進学している方」が対象)

○貸与額 : 月額 50,000 円

※新型コロナウイルス感染症の影響による減収がある場合は、一定期間月額 8 万円

○貸与期間 : 大学等の正規の修学期間

②家賃支援費(上記のうち「進学している方」「就職している方」が対象)

○貸与額 : 一月あたりの家賃相当額

※ただし、生活保護制度上の住宅扶助額を上限とします。

○貸与期間 : 進学者の場合…大学の正規の修学期間

就職者の場合…退所または委託解除後から2年を限度とし、就労している期間

③資格取得支援費(上記のうち「資格の取得を希望する方」が対象)

○貸与額 : 実費(上限 250,000 円)を一括貸与

◇採用方法 : 予約、随時採用

◇返還免除 : 全額または一部免除になる制度があります。

◎お問い合わせ先

◇社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係

松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根5階

TEL 0852-32-5953 FAX 0852-21-0798

◇島根県健康福祉部青少年家庭課

松江市殿町 2 番地 第二分庁舎 TEL 0852-22-5241 FAX 0852-22-6045

27 母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金)

〔貸付・無利子〕

◎概要：就学に必要な制服等の購入資金の貸付

◎対象

- ・ひとり親家庭の方
- ・父母のない児童

(所得税非課税又はそれと同程度と認められる方に限ります。)

(所得税非課税又はそれと同程度と認められる方に限ります。)

◇対象学校：小・中学校(含む特別支援教育諸学校)、高校、高専、短大、大学、専修学校(高等課程・専門課程・一般課程)

◎内容

◇貸付限度額(一時金)

		自宅通学	自宅外通学
高校・高専	国公立	150,000 円	160,000 円
	私立	410,000 円	420,000 円
専修学校(一般・高等課程)	国公立	410,000 円	420,000 円
	私立	580,000 円	590,000 円
短大・大学	国公立	410,000 円	420,000 円
専修学校(専門課程)	私立	580,000 円	590,000 円
修業施設		272,000 円	282,000 円

※予約による申請可能。入学後、4 月末日まで受付。

※就学資金・修業資金と就学支度資金は併用することができます。

◇採用方法：指定校通知書を受け取った後から入学後の 4 月末日まで受付

◇連帯保証人について：連帯保証人は不要です。ただし、父母のない児童に対して貸付する場合は必要です。

◇返済期間：就学は 20 年以内、修業は 5 年以内

◎お問い合わせ先

◇お住まいの市町村の福祉事務所

◇島根県健康福祉部(青少年家庭課)

松江市殿町 2 番地 第二分庁舎 TEL 0852-22-6178 FAX 0852-22-6045

28 母子父子寡婦福祉資金(修学資金・修業資金・就職支度資金)

[貸付・無利子]

◎対象

- ・修学・修業を希望する場合で配偶者のない女性又は男性が現に扶養している子ども
- ・父母のいない子ども
- ・寡婦が扶養している子ども(孫、曾孫等を含む)

◇申込方法 : 予約、随時

◎内容

①修学資金

○概要 : 修学に必要な授業料等の資金の貸付け

- ・対象学校 : 高校(特別支援学校高等部を含む)、高専、短大、大学、専修学校(高等課程・専門課程・一般課程)
- ・対象学年 : 全学年

○内容

・貸付限度額(月額)

		自宅通学	自宅外通学
高校 専修学校(高等課程)	国公立	27,000 円	34,500 円
	私立	45,000 円	52,500 円
高専 ※4・5年生は別途加算あり	国公立	31,500 円	33,750 円
	私立	48,000 円	52,500 円
専修学校(専門課程)	国公立	67,500 円	78,000 円
	私立	89,000 円	126,500 円
短大	国公立	67,500 円	96,500 円
	私立	93,500 円	131,000 円
大学	国公立	71,000 円	108,500 円
	私立	108,500 円	146,000 円
大学院	修士課程	132,000 円	
	博士課程	183,000 円	
専修学校(一般課程)		52,500 円	

※就学資金と就学支度資金は併用することができます。

○返済期間 : 20 年以内(専修学校一般課程 5 年以内)

②修業資金

○概要 : 修業に必要な授業料等の資金の貸付

- ・対象学校 : 厚生労働大臣が定める施設又はそれ以外の施設で教育を受ける場合
(例:理容師、美容師、栄養士、調理師、理学療法士などの養成施設)

○内容

- ・貸付限度額(月額) : 68,000 円
- ・自動車運転免許取得 : 460,000 円以内
(高校3年生で、就労先で免許必要の場合等に限定)

○返済期間 : 20 年以内

③就職支度資金

○概要 : 就職に必要な衣服等の購入資金の貸付

○内容

- ・貸付限度額(一時金)
 - ・就職に直接必要な被服、履物等の購入 : 100,000 円
 - ・通勤用自動車等の購入 : 230,000 円
- ※就職が内定であれば申請可能。4 月末日まで受付。

○返済期間 : 6 年以内

◇連帯保証人について : 連帯保証人は不要。ただし、父母のない児童に対して貸付する場合は必要。

◎お問い合わせ先

◇お住まいの市町村の福祉事務所

◇島根県健康福祉部(青少年家庭課)

松江市殿町 2 番地 第二分庁舎 TEL 0852-22-6688 FAX 0852-22-6045

29 島根県立高等技術校授業料減免

[授業料減免等]

◎対象

経済的理由等によって入校料、授業料及び寄宿舍使用料の納付が困難な人

◇対象学校 : 島根県立高等技術校

◎内容

- ①授業料・入校料 : 全額免除、2/3 減免、1/3 減免
 - ②寄宿舍使用料 : 全額免除、半額減免、1/4 減免
- ◇採用方法 : 定期(被災等の場合は随時)

◎お問い合わせ先

◇各高等技術校

○島根県立東部高等技術校

出雲市長浜町 3057-11 TEL 0853-28-2733 FAX 0853-28-2736

○島根県立西部高等技術校

益田市高津四丁目 7-10 TEL 0856-22-2450 FAX 0856-22-2451

30 技能者育成資金融資

〔貸付・有利子〕

◎概要

優れた技能者を育成するための一助として、公共職業能力開発施設の受講者に対し、成績と収入の状況を審査のうえ、授業料などに充てる資金を民間金融機関(労働金庫)を通じて融資する制度です。(有利子・年2% 固定金利)

◎対象

公共職業能力開発施設で行われる普通課程の普通職業訓練の受講者、専門課程又は応用課程の高度職業訓練の受講者で、借入れ申し込みをする日において18歳以上であって、成績が優秀であり、父母等の所得が一定の要件を満たす人

※雇用保険の求職者給付又は訓練手当の支給を受ける人、職業訓練受講給付金の支給を受ける人は対象とならない

◎内容

◇融資上限額(1年あたり)

	自宅通校	自宅外通校
普通課程の普通職業訓練(高等技術校等)	360,000円	410,000円
総合課程、専門課程または応用課程の高度職業訓練(職業能力開発短期大学校等)	600,000円	690,000円

◇連帯保証人：原則不要

◇利率：年2パーセント(固定金利)

◇返済方法

訓練終了の翌々月から、元利均等方式の月賦(又は月賦と半年賦の併用)により返済

◇返済期間：最長10年間

◎お問い合わせ先

◇各高等技術校

○島根県立東部高等技術校

出雲市長浜町 3057-11 TEL 0853-28-2733 FAX 0853-28-2736

○島根県立西部高等技術校

益田市高津四丁目 7-10 TEL 0856-22-2450 FAX 0856-22-2451

◇ポリテクカレッジ島根(島根中国職業能力開発大学校)

江津市二宮町神主 1964-7 TEL 0855-53-4567 FAX 0855-53-0805

31 島根県立農林大学校奨学金

〔 貸付・無利子 〕

◎対象

○将来島根県内において農業に従事し、又は県内の農村地域において指導的役割を担おうとする人で、人物並びに学業成績が優れ、かつ、健康であって経済的な事情により奨学金の貸与を希望する人

◎内容

◇貸与額：月額2万円(無利子)

◇連帯保証人：1名(独立して生計を営む人)

◇返還

①返還期間：卒業後、直ちに貸与期間に相当する期間内(2年間貸与を受けた場合には、卒業後2年以内)に返還する。

②方法：月賦、半年賦又は、年賦のうちいずれかによる均等返還(繰上返済も可能)

◇返還免除

卒業後、直ちに島根県内において農業に従事し、かつ、引き続き3年間県内において農業に従事したとき(返還猶予対象の実務研修を受けた期間を含む)。

◎お問い合わせ先

◇島根県立農林大学校

大田市波根町 970-1 TEL 0854-85-7011 FAX 0854-85-7113

32 島根県立農林大学校授業料等減免

〔 授業料減免等 〕

◎対象

○学業が優秀な人であって、かつ、経済的理由によって授業料の納付が困難な人。

◇対象学年：全学年

◎内容

①授業料減免額：全額又は半額免除

②寄宿舎使用料：半額又は4分の1免除

◇採用方法：定期(被災等の場合は随時)

◇他資金との併用：可

◎お問い合わせ先

◇島根県立農林大学校

大田市波根町 970-1 TEL 0854-85-7011 FAX 0854-85-7113

33 介護福祉士等修学資金

[貸付・無利子]

◎対象

介護福祉士・社会福祉士養成施設等(指定養成施設)に在学する人で、卒業後介護福祉士・社会福祉士として県内の社会福祉施設等(指定機関)で勤務する意志のある人

◎内容

◇募集人数 : 30 名程度(一次募集 25 名・二次募集 5 名)

※所得の低い方を優先に貸し付けます。

◇貸与期間 : 2 年間

◇採用方法 : 予約採用、在学採用

◇修学資金

○貸付額 : 月額 50,000 円以内

○国家試験受験対策費用 : 年額 40,000 円以内(最大 2 年分)

※国家試験受験対策費用については介護福祉士のみ加算可能

○低所得世帯(生活保護世帯、またはそれに準ずる世帯)

上記月額に加え

・入学準備金 200,000 円以内

・就職準備金 200,000 円以内

・生活費加算あり

◇連帯保証人 : 1 名

◇返還

卒業後1年以内に介護福祉士等の登録を行い、県内の指定施設等において福祉士の業務に一定期間従事した場合、全額免除。

※一定期間について:通常は5年間。過疎地域・離島及び中山間地域等は3年間。

◇他資金との併用

生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金との併用は不可。日本学生支援機構奨学金、島根県育英会奨学金、日本政策金融公庫の教育ローンは修学のためにやむを得ない場合は併用可。

その他、国費による貸付や給付を利用している場合は貸付不可。

◎お問い合わせ先

◇各養成施設

◇社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係

松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 5 階

TEL 0852-32-5953 FAX 0852-21-0798

34 保育士修学資金

[貸付・無利子]

◎対象

指定保育士養成施設に在学し、将来島根県内の保育所等で保育士業務に従事しようとする人

◎内容

◇募集人数 : 90 名程度(一次募集・・・70 名程度、二次募集・・・20 名程度)

◇貸付期間 : 2 年間

◇採用方法 : (一次募集)予約採用・(二次募集)在学採用

◇修学資金(無利子)

○貸付額 : 月額 50,000 円以内

○低所得世帯(生活保護世帯、またはそれに準ずる世帯)

上記月額に加え、

・入学準備金 200,000 円以内

・就職準備金 200,000 円以内

・生活費加算あり

◇連帯保証人 : 1 名

◇返還免除

卒業後1年以内に保育士登録し、県内の保育所等に一定期間勤務した場合、全額免除

※一定期間について : 通常は 5 年間。過疎地域・離島及び中山間地域等は 3 年間。

◇他資金との併用

生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金との併用は不可。日本学生支援機構奨学金、島根県育英会奨学金、日本政策金融公庫の教育ローンと併用可。

その他、国費による貸付や給付を利用している場合は貸付不可。

◎お問い合わせ先

◇社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係

松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 5 階

TEL 0852-32-5953 FAX 0852-21-0798

35 島根「ふるさと」看護奨学金

〔貸付・無利子〕

◎対象

【UIターン枠】

県外の看護師養成施設に在学する人で、卒業後看護師として県内の医療機関等で所定の期間勤務する意思のある人

【過疎・離島枠】

看護師養成施設(県外含む)等に在学する人で、卒業後看護師として県内の過疎地域・離島に所在する医療機関等で所定の期間以上勤務する意思のある人

【助産師枠】

助産師養成施設(県外含む)の最終学年に在学する人で、卒業後、助産師として県内の医療機関等で所定の期間以上勤務する意思のある人

◎内容

◇貸与：600,000円(一括貸与)

◇採用方法：在学採用

◇返還免除

養成施設を卒業した日から1年以内に看護師(助産師枠においては助産師)の免許を取得し、かつ、直ちに県内の医療機関等(指定機関)において引き続き5年間看護師(助産師枠においては助産師)の業務に従事した場合。

◇返還：上記「返還免除」の要件を満たさなかったとき等

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇島根県健康福祉部(医療政策課看護職員確保スタッフ)

松江市殿町2番地 第二分庁舎 TEL 0852-22-5613 FAX 0852-22-6040

36 島根県立松江高等看護学院・石見高等看護学院授業料等減免制度

〔 授業料減免等 〕

◎対象

◇要件：下記のいずれの条件も満たす人

①学費の支弁が困難である人

- ・生活保護被保護者
- ・市町村民税について非課税又は均等割額のみ納付している人
- ・市町村から就学援助を受けている人
- ・災害、風水害等により家屋等に甚大な被害を受けた人で、基準を満たす人等

②学業が優秀である人

◇対象学年：全学年

◎内容

◇授業料及び学生寮使用料減免（※学生寮使用料については、石見高のみ）

①授業料減免額：全額免除

②学生寮使用料（石見高等看護学院のみ）：半額免除

◇採用方法：定期（被災等の場合は随時）

◇他資金との併用：可

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

○島根県立石見高等看護学院

益田市昭和町 20-15 TEL 0856-23-2615 FAX 0856-23-3462

○島根県立松江高等看護学院

松江市西嫁島 2 丁目 2-23 TEL 0852-25-6253 FAX 0852-27-0261

◇島根県健康福祉部（医療政策課看護職員確保スタッフ）

松江市殿町 2 番地 第二分庁舎 TEL 0852-22-5613 FAX 0852-22-6040

37 医学生地域医療奨学金

〔 貸付・有利子 〕

◎対象

医学の課程を履修する大学生で、将来県内で医師の業務に従事する意志のある人

◎内容

◇貸与期間：大学卒業まで（貸与限度期間 6 年間）

◇奨学金

○修学費：月額 100,000 円

○入学金相当額：282,000 円

○授業料：年額 535,800 円

※鳥取大学医学部島根県枠は、月額 100,000 円と入学金相当額 282,000 円のみので貸与

◇採用方法：予約採用、在学採用

◇返還免除

卒業後 12 年間に島根県内の医療機関で初期臨床研修を行い、その期間も含め指定医療機関で 9 年間(うち 4 年間は特定地域)勤務した場合、返還免除となる(6 年間貸与を受けた場合の年数で計算した場合)

※鳥取大学医学部島根県枠は、卒業後 12 年間に指定医療機関で 6 年間(うち 3 年間は特定地域)勤務した場合、返還免除となる(6 年間貸与を受けた場合の年数で計算した場合)

◇返還

上記「返還免除」の要件を満たさなかったとき等は、貸与額全額と交付した日から返還事由が生じた日までの日数に 10%の割合で算定した金額の合計額を返還する。

◇貸与人数

島根大学 医学部	地域枠推薦	10 名
	緊急医師確保対策枠推薦	9 名
	一般入試県内定着枠	3 名
鳥取大学医学部島根県枠		5 名
全国大学枠		5 名

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇鳥根県健康福祉部(医療政策課医師確保対策室)

松江市殿町 2 番地 第二分庁舎 TEL 0852-22-6684 FAX 0852-22-6040

38 日本学生支援機構・給付奨学金

〔 給付 〕

◎対象

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)で学ぶ人で、アまたはイのいずれかに該当する人

- ア 住民税非課税世帯(市町村民税所得割額が0円)の人、または生活保護受給世帯の人
- イ 社会的養護を必要とする人

◎内容

◇給付金(月額)

区分	国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円

※生活保護世帯の人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は、
()内の金額となります。

◇採用方法 : 予約採用

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇独立行政法人日本学生支援機構(奨学事業相談センター)

TEL 0570-03-7240<ナビダイヤル>

39 日本学生支援機構・第一種奨学金

〔 貸付・無利子 〕

◎対象

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)及び大学院で学ぶ人
特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学に困難がある人に貸与

◎内容

◇奨学金(月額)

	国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学	45,000	51,000	54,000	64,000
	30,000	40,000	40,000	50,000
	20,000	30,000	30,000	40,000
		20,000	20,000	30,000
短大 専修学校(専門課程) 高専 4・5 年	45,000	51,000	53,000	60,000
	30,000	40,000	40,000	50,000
	20,000	30,000	30,000	40,000
		20,000	20,000	30,000
高専 1～3 年	21,000	22,500	32,000	35,000
	10,000	10,000	10,000	10,000

※給付型奨学金を併せて利用する場合は、貸付月額が制限されます。

◇**申込要件** : 別に定める貸与基準(学力・家計・人物・健康)を満たす。

◇**採用方法** : 予約採用・在学採用・緊急採用

◇**保証制度** : 申込時に以下の①②いずれかを選択

詳しくは HP で確認するか下記へお問い合わせください

①機関保証 : 保証料を支払い、保証機関からの保証を受ける。(連帯保証人・保証人不要)

②人的保証 : 連帯保証人・保証人を選任。原則、連帯保証人は父母、保証人は4親等以内の親族で本人及び連帯保証人と別生計の人。

◇**奨学金の返還について**

「定額返還方式」か「所得連動返還方式」のいずれかの返還方式を選択できる。

「所得連動返還方式」を選択した場合は、保証制度は「機関保証」を選択することとする。

詳しくはお問い合わせください。

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇独立行政法人日本学生支援機構(奨学事業相談センター)

TEL 0570-03-7240<ナビダイヤル>

40 日本学生支援機構・第二種奨学金

〔貸付・有利子〕

◎対象

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)及び大学院で学ぶ人
優れた学生及び生徒で経済的理由により修学に困難がある人に貸与
※大学院についてはお問い合わせください。

◇**申込要件** : 第一種奨学金に準ずる(第一種奨学金より緩やか)

◎内容

◇奨学金(月額)

20,000円～120,000円の間で選択(10,000円刻み)

(私大医・歯・薬・獣医学部は増額可)

◇**採用方法** : 第一種奨学金と同様

◇**保証制度** : 申込時に以下の①②いずれかを選択

詳しくはHPで確認するか下記へお問い合わせください

①**機関保証** : 保証料を支払い、保証機関からの保証を受ける。(連帯保証人・保証人不要)

②**人的保証** : 連帯保証人・保証人を選任。原則、連帯保証人は父母、保証人は4親等以内の親族で本人及び連帯保証人と別生計の人。

◇利息

申込時に、貸与終了時に決定した利率が返還完了まで適用される「利率固定方式」と、返還期間中おおむね5年毎に見直しされる「利率見直し方式」のいずれかを選択。

◇奨学金の返還について

日本学生支援機構の奨学金は返還の義務があります。詳しくはお問い合わせください。

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇独立行政法人日本学生支援機構(奨学事業相談センター)

TEL 0570-03-7240<ナビダイヤル>

41 日本学生支援機構・入学時特別増額貸与奨学金

〔貸付・有利子〕

◎概要

第一種奨学金または第二種奨学金に加えて、入学した月の分の奨学金の月額に一時金として増額して貸与する利息付の奨学金。

◎対象

日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申し込んだけれども利用できなかった世帯の学生・生徒。

◎内容

◇貸与額：初回基本月額に増額

100,000 円、200,000 円、300,000 円、400,000 円、500,000 円（有利子）

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇独立行政法人日本学生支援機構(奨学事業相談センター)

TEL 0570-03-7240<ナビダイヤル>

42 島根県育英会奨学金

[貸付・無利子]

◎対象

島根県出身の優秀な学生等で経済的な理由により修学が困難な人

◇対象学校

○高専(4年生以上)

○短大(除く:通信制)

○大学(除く:通信制、別科。ただし、別科は応募可能な場合があります)

○専修学校<専門課程>(除く:外国大学の日本分校)

※応募には一定の条件があります。

◇対象学年：全学年

◎内容

◇奨学金(月額)

30,000 円、40,000 円、50,000 円、60,000 円、70,000 円のうちのいずれかを選択

◇採用方法：予約採用

◇連帯保証人：2名

○第一連帯保証人：1名(本人の父母又はこれに代わる独立の生計を営む身元確実な成年者)

○第二連帯保証人：1名(決定された年度の4月1日における年齢が65歳以下の人で独立の生計を営む身元確実な成年者)

◇返済期間

貸与期間が終了した月の翌月から起算して6月を経過した月から奨学金の貸与を受けた月数の3倍に相当する期間内

※県内中山間地域・離島に就職し、別に定める国家資格等の取得をめざす又は取得済みの場合に返還額の助成制度があります。

- ・令和5年度に卒業・修了……令和元年度までに入学した5年制以上の大学等の新卒者
- ・令和6年度に卒業……令和元年度に入学した6年制大学の新卒者

◇他資金との併用：原則として、日本学生支援機構奨学金との併用不可

(給付型とは併用可能)

◇返還免除：一部規定あり

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇公益財団法人島根県育英会

松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階

TEL 0852-28-1981 FAX 0852-26-2089

43 島根県育英会就学資金

[貸付・有利子]

◎対象

島根県出身者で、大学・短大・大学院・高専(4年生)・専修学校(専門課程)に入学(転・編入学)しようとする学生で、人物・学業成績が優秀で、学資の支弁が困難と認められる人

※一部応募に制限がある場合があります。

◎内容

◇就学資金の貸与：30万円、40万円、50万円、60万円、70万円、80万円、90万円、100万円のうちのいずれかを選択

◇採用方法：予約採用

◇連帯保証人：2名

○第一連帯保証人：1名(本人の父母又はこれに代わる独立の生計を営む身元確実な成年者)

○第二連帯保証人：1名(決定された年度の4月1日における年齢が65歳以下の人で独立の生計を営む身元確実なもの)

◇返済期間

大学等卒業の翌月から10年間(120月)で返済(100万円の場合、毎月1万円の120回返済)

※令和5年度に、卒業・修了…令和元年度までに入学した、5年制以上の大学等の新卒者で、県内中山間地域・離島に就職し、別に定める国家資格等の取得をめざす又は取得済みの場合に返還額の助成制度があります。令和6年度に卒業…令和元年に入学した6年制大学の新卒者。

◇返還免除：一部規定あり

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇公益財団法人島根県育英会

松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階

TEL 0852-28-1981 FAX 0852-26-2089

44 島根県育英会maruko教育基金(給付)

〔給付〕

◎対象

優秀なふるまいで、高い志を持って勉学に励み、将来にわたって有形無形にふるさと島根のために貢献できる学業成績が優秀な人で、下記の①～③をすべて満たす学生

② 島根県出身者(※)であること

②令和5年4月に大学へ入学すること(大学院、通信制の大学及び短期大学、専攻科、別科を除く)

③出身又は在学高等学校長の推薦を受けることができること

※島根県出身者とは、次のいずれかに該当する者をいいます

・本人の住所が通算して5年以上島根県内にある者

・父母またはこれに準ずる方の住所が島根県内にある者

◎内容

◇就学資金の給付：月額5万円

◇給付期間：令和5年4月から4年間

※医学部等4年を超える大学にあっても4年間を限度とします

◇募集人員：2名又は3名程度

◇学校推薦：各高等学校長からの推薦者は2名を上限

◇願書受付：令和4年8月2日～令和5年9月30日(消印有効)

◇出願手続：次の書類を出身又は在学高等学校経由で提出してください。

①maruko 特待生願書

②当会の指定するテーマ「10年後の私と島根」についての作文

(400字詰め原稿用紙3枚以内)

- ③市町村長の証明する所得・課税証明書
(親権者の令和3年度課税台帳記載の証明)
- ④出身又は在学高等学校長の推薦書
- ⑤高等学校長の証明する調査書(開封無効)

45 県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金(無利子)

◎対象

令和6年4月に島根県内の県立高等学校(通信制課程を除く)に進学を予定している生徒

◇対象学校

- 島根県内の県立高等学校(通信制課程を除く)

◎貸与額

○生徒用端末等購入費(71,940円)の3分の1を島根県教育委員会が助成し、その残りの3分の2の個人負担額(47,960円)が奨学資金の貸与額です。

◎奨学資金

47,960円

◇募集方法・期間等

◎採用方法

- 予約採用(中学校3年時)

◎貸与人数

- 本奨学金の貸与を希望する生徒全員

◎手続き方法・期間等

- 令和5年9月1日～令和6年3月末
- 募集期間内に「奨学生願書」を直接、島根県育英会へ提出して下さい。

◎貸与方法

- 育英会が奨学資金を奨学生に交付する方法ではなく、育英会が奨学生に代わって貸与相当額を生徒用端末等納入業者に一括支払う方法。

◎保証人

- 連帯保証人:1名(父母又はこれに代わる独立の生計を営む成年者)

◇返還

◎返還期間及び返還方法

- 初回返還日は、令和6年8月20日、毎月返還
- 返還額は、月額3千円又は4千円又は5千円から選択(返還利子は無利子)

◇他資金との併用

下記資金との併用は可能

- ・日本学生支援機構における奨学金
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める修学資金又は就学支度資金
- ・高等学校定時制課程等修学奨励資金
- ・島根県育英会における奨学資金

◎お問い合わせ先

◇各在学学校

◇公益財団法人島根県育英会

松江市殿町 8 番地 3 島根県市町村振興センター3 階

TEL 0852-28-1981 FAX 0852-26-2089

【 お住まいの市町村の福祉事務所 】

松江市福祉事務所	松江市末次町 86	0852-55-5305
浜田市福祉事務所	浜田市殿町 1	0855-25-9301
出雲市福祉事務所	出雲市今市町 70	0853-21-6691
益田市福祉事務所	益田市常盤町 1-1	0856-31-0242
大田市福祉事務所	大田市大田町大田口 1111	0854-82-1600(代)
安来市福祉事務所	安来市広瀬町広瀬 1930-1	0854-23-3210
江津市福祉事務所	江津市江津町 1525	0855-52-2501(代)
雲南市福祉事務所	雲南市木次町里方 521-1	0854-40-1041
奥出雲町福祉事務所	仁多郡奥出雲町三成 358-1	0854-54-2541
飯南町福祉事務所	飯石郡飯南町頓原 2064	0854-72-1773
川本町福祉事務所	邑智郡川本町大字川本 271-3	0855-72-0633
美郷町福祉事務所	邑智郡美郷町粕淵 168	0855-75-1931
邑南町福祉事務所	邑智郡邑南町矢上 6000	0855-95-1236
津和野町福祉事務所	鹿足郡津和野町後田 64-6	0856-72-0673
吉賀町福祉事務所	鹿足郡吉賀町六日市 750	0856-77-1165
海士町福祉事務所	隠岐郡海士町大字海士 1490	08514-2-1823
西ノ島町福祉事務所	隠岐郡西ノ島町大字美田 600-4	08514-6-0104
知夫村福祉事務所	隠岐郡知夫村 1065	08514-8-2211
隠岐の島町福祉事務所	隠岐郡隠岐の島町下西 78-2	08512-2-8561